

東京学芸大学学部学生交流規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年 5 月 9 日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成14年規程第12号

東京学芸大学学部学生交流規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学部学生交流規程（平成 7 年規程第12号）の一部を次のように改正する。

「第 4 章 補則」を削り，第 1 8 条を第 1 9 条とし，第 1 7 条の次に次の 1 条及び章名を加える。

（短期留学プログラムに基づく特別聴講学生）

第 1 8 条 短期留学プログラムに基づく特別聴講学生については，第11条，第12条及び第17条第 1 項の規定は適用しない。

第 4 章 補則

附 則

この規程は，平成14年 5 月 9 日から施行する。

東京学芸大学学部学生交流規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （準用） 第17条 第5条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 2 学則その他学内諸規則の学部学生に関する規定は，特別聴講学生に準用する。 第4章 補則 （その他） <u>第18条</u> この規程に定めるもののほか，学部学生の交流に関し必要な事項は，学長が定める。 〔省略〕	〔省略〕 （準用） 第17条 第5条及び第10条の規定は，特別聴講学生に準用する。この場合において，「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と読み替えるものとする。 2 学則その他学内諸規則の学部学生に関する規定は，特別聴講学生に準用する。 （<u>短期留学プログラムに基づく特別聴講学生</u>） <u>第18条 短期留学プログラムに基づく特別聴講学生については，第11条，第12条及び第17条第1項の規定は適用しない。</u> 第4章 補則 （その他） <u>第19条</u> この規程に定めるもののほか，学部学生の交流に関し必要な事項は，学長が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成14年5月9日から施行する。</u>